

2023年2月8日
訂正2023年4月18日(※)

お客様各位

日本フェンオール株式会社

既設操作管用閉止弁への表示の追加のお願い

消防法施行令および施工規則が2022年9月に改正され、2023年4月1日より施行されました。今回の改正により全域放出方式の二酸化炭素消火設備に「閉止弁」の設置が義務化され、工事、整備、点検、その他事情により防護区画に人が立ち入る場合は、閉止弁の閉止操作が義務付けられます。また閉止弁は評定品から認定品に切り替わります。

既に設置されている閉止弁については、告示技術基準による一定要件を満たすことでそのままご使用いただくことができますが、これまでに設置された当社製の操作管用閉止弁には、下記に示す要件のうち二の表示がされていません。(なお、要件の一と三については満たしております)

つきましては、要件の二を満たすための「開閉表示札」および防護区画立入時の閉止操作を確実に行っていただくための「操作説明シール」を配布させていただきますので、別紙要領にて表示をお願い致します。

表示札および説明シールの入手は下記お問合せ先までお願い致します。また、主管用閉止弁で開閉表示がされていないものがありました場合にもお問合せください。

記

1. 対象閉止弁

種別	品番	出荷時期
操作管用 電動操作型	NFMB-1※	1992年～2012年 ※
操作管用 手動操作型	NFSV-01	2001年～現在 ※

※ 2023年4月18日に上記内容に訂正しました。

2. 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準(令和4年9月14日消防庁告示第八号)による要件

- 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものであること。
- 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨が表示されているものであること。
- 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

3. 表示の方法

別紙1および別紙2を参照ください。

4. 本件に関するお問合せ先

営業統括部 03-3237-3565

以上